

## 文化芸術活動の継続支援事業Q & A (7月9日版)

### 申請はいつから可能となりますか

ウェブサイトから申請できるシステムを7月10日(金)に公開する予定です。公開については文化庁のウェブサイト等において周知します。

### 補助金はいつ頃交付されますか

申請受付の後、審査を行い、採択が決定されると、交付決定通知をお送りし、補助金の額の一部について概算払いを行う予定です。例えば7月上旬の申請が順調に採択された場合、7月下旬から概算払いを行う見込みです。

- (※1) 補助金は本来、対象事業の終了後に額の確定を行って支払うこととなりますが、今回は額の確定前に補助金額の一部を支払う概算払いを行います。
- (※2) 額の確定：事業終了後、報告書提出を受けて、領収書等により、当初の計画に基づき実施されたかどうかや実際に使用した額等を確認して、最終的な補助金の支払額を確定させる手続き

### 補助金の申請は何回でもできますか。

申請については原則として一団体・一個人につき1度限りです。(例えば、個人が活動継続・技能向上等支援A-①と活動継続・技能向上等支援A-②の両方に申請することはできません。)

ただし、個人については、小規模団体が主体となり個人事業者と行う共同申請については重複して申請が可能です。この場合、個人での申請とあわせ一人あたりの上限は150万円となります。

但し、共同申請は一回に限り可能です。

### 「フリーランスを含む個人事業者」とはどのような方ですか

本制度では、開業届を出し、事業収入(売上)を得ている一般的な個人事業者に加え、開業届を出していなかったり、確定申告において雑収入や給与収入として計上したりしている場合であっても、フリーランスとして雇用契約によらずに、業務委託契約等にもとづき実演等に関する収入を得ている場合には「フリーランスを含む個人事業者」の扱いとなります。

### 団体について、「プロ」の判断はどのようにされますか

本事業は団体であっても、文化芸術活動(公演等)を実施するに当たって、構成員や関与する個人(実演家や技術スタッフ等)に報酬を支払う団体を対象と考えています。例えば、一般に大学等のサークル活動等は、サークル活動等に参加する学生に出演料を支払うことはないことから、本事業の対象としては含まれないと考えています。このため、必要に応じ、報酬を支払った際の領収書などの資料等を提出いただき、支払いの実態があるか確認いたします。

### 新規の任意団体を立ち上げて本事業に申請することは可能ですか。

本補助事業の目的は、活動の再開・継続支援としていますので、新規で立ち上げる団体は対象として想定しておらず、これまで活動実績があることが前提となります。

### 補助対象経費として想定される「賃金」にはどのようなものがありますか。

例えば会場アルバイトや次の公演に向けた集団練習の実施のためのスタッフへの賃金等が想定されます。なお、他人を雇用するための経費を想定しており、自身への賃金支払いは対象となりません。

**補助対象の範囲として示されている分野以外の文化芸術分野は対象とならないのですか**

募集案内には、補助対象と想定される分野の範囲をお示ししていますが、これらはあくまで例示です。したがって、分野の名称が明示的に示されていない場合であっても、補助の対象の条件に適合する場合は、対象となり得ます。

例えば、サーカス、大道芸、DJなど従来の文化庁事業で必ずしも明示していなかった分野についても、他の分野と同様の審査を踏まえ対象となり得ることを想定しております。

**活動再開に向けたトライアル公演とあるが、どのような公演が対象となりますか**

例えば、感染症対策などの新しい取組を加えつつ、再開に向けて試行的に行うような公演等を想定しています。

**動画配信について、無料の配信サービスを利用しても良いのでしょうか。また、トライアル公演の配信を行う場合には、同時配信を行う必要があるのでしょうか。**

本事業は特定の行為を行うことを求めるものではなく、事業の目的に沿って自由な活動を行っていただけます。そのため、無料の配信サービスを利用することや、トライアル公演の配信を行う場合に同時配信を行わないことも可能です。

**共同申請の具体的なイメージはどのようなものですか。**

団体が主となり、個人事業者と連携してトライアル公演などを実施することを想定しています。共同申請の場合には、全ての事業者の連名で制定した共同実施に関する規約を作成することによって共同で経理を行うことを認めます。

ただし、団体と個人事業者が協力して事業を実施するものであるという性質上、個人事業者は共同申請の対象となった取組から謝金等を得ることはできません。また、個人事業者も自己負担が必要となりますのでご注意ください。

**補助事業の内容を変更するにあたって事前の承認が必要とされるのはどのような場合ですか**

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施していただくものですが、補助事業の内容について変更を行うことになった場合は、事前の承認を得る必要があります。

具体的には、例えば「(1) ②活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施」に対応した活動として、申請時点では「稽古」を予定していたが、それを実施せず代わりに「活動再開のトライアル公演」を実施する場合、軽微な変更として事前申請は不要です。

一方、例えば「(1) ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓」に対応した活動として、「PR動画制作・配信」を申請の際には予定していたが、実施せずに「(1) ②活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施」に対応した活動、例えば「共同稽古」を実施する場合には、(1) ①を行わずに(1) ②を行うということになり、軽微な変更とはみなせないため、事前承認が必要です。このほかにも、変更ではなく、事業が何らかの事情によって実施できなくなった場合は、廃止届を提出いただく必要があります。

いずれにせよ、事業変更等の事前承認が必要か否か迷われた場合は速やかに事務局に相談してください。

**美術家の事前確認窓口はどこですか**

美術については、多様な実作者やマネージメントの人材を統括する団体が存在しないため、関係団体・機関等とご相談のうえ、今回の確認業務に限って、法人格を持ち文化芸術推進フォーラムの会員である「一般社団法人日本美術家連盟」に美術部門の事前確認窓口をお願いしました。

以下の2グループに分けて窓口を設け、それぞれ当該分野の専門家による確認体制のなかで要件確認をまいります。

グループ(1): なんらかの美術の団体に所属する方、日本美術家連盟会員、同連盟会員の推薦を受けた方

グループ(2): グループ(1)以外の、団体に所属していない方。例えば、現代美術の作家、マネジメント系の職能の方等。

ただし、募集案内記載の各提出資料を提供できる方は、「事前確認」によることなく事務局に直接応募頂くことも可能です。

チケット収入以外に想定している収入形態にはどのようなものがありますか(7月9日追加)

例えば、個展を開催されている美術家の方であれば、個展のチケット収入がなくとも個展会場で自らの作品を販売し収入を得ているような場合が考えられます。また、実演家のかたが、スポンサーからの収入による不特定多数を対象としたイベント等で実演を披露し、主催者から出演料等を得る場合なども含まれます。

新型コロナのために中止になった公演を再開したいが来年1月(補助事業実施期間外)になりそうなのですが、対象とならないでしょうか(7月9日追加)

個別の判断にはなりますが、補助事業実施期間外に行われる公演のものにかかる経費は対象外となるものの、その準備等として期間内に行われる取組は対象になります。

例えば、公演自体が補助事業実施期間外の来年1月に開催される場合であれば、公演当日に使用する会場や舞台設備、消毒薬などにかかる費用などは対象にはなりません。他方、当該公演に向けた顔合わせや合同練習などを10月(補助事業実施期間内)に実施するのであれば、その顔合わせに係る会議費や合同練習を指導する指導者への謝金などは対象になりえます。

補助率引き上げの条件となる「ICT活用の取組」は、具体的にどんな取組が考えられますか。(7月9日追加)

様々な取組がありえますが、例えば、無観客や社会的隔離に配慮し観客を減らしたトライアル公演を行う取組等が考えられます。その際に動画配信サイトを活用して当該公演を行うに配信するといった取組も想定しており、動画制作のための作品撮影・編集費などだけでなく、当該公演を行う劇場の賃借料なども含まれます。

また、文化芸術活動の継続や再開とは違う観点であっても、経営ガバナンスの近代化のために雇用契約書の電子化や会計システムの近代化を図るといった取組も対象となりえます。

補助の対象となる団体の要件である「常時使用する常勤の従業員の数」について、役員やパートタイム労働者は含みますか(7月9日追加)

本事業の対象となる小規模な団体とは常時使用する従業員の数がおおむね20人以下の団体としておりますが、労働時間や賃金体系が特殊な雇用契約を結んでいる専門スタッフ等のほか、以下の方は含めないものとします。

- (a). 役員(ただし、従業員との兼務役員は含まれます。)
- (b). (申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は退職中の社員
- (c). パートタイム労働者

文化庁事業への申請時点では持続化補助金からの支出は受けていないが、その後いつまで持続化補助金への申請ができないのですか(7月9日追加)

令和2年度中に受付締切となる持続化補助金が支出される事業者については、文化庁事業の対象

外となります。このため、文化庁事業への申請後、令和2年度中に持続化補助金を申請し、交付決定を受けた場合には、文化庁事業からの補助金は支払われません。また、前払い（概算払い）を受けている場合については、その分の補助金の返還が必要となります。なお、この際、申請済みの文化庁事業については必ず廃止の承認を受ける手続きを行うようにしてください。

ライブハウス、ミニシアター等について、小規模事業者持続化補助金の窓口である商工会・商工会議所の窓口にご相談した結果、想定している活動計画の一部は支援ができる可能性があると言われた場合については、「支援が受けられないことが明らかになった場合」として、文化庁事業に申請できませんか（7月9日追加）

申請者において、想定している活動計画の一部のみへの支援では不十分であるとして、持続化補助金への申請を断念されたのであれば、文化庁事業への申請は可能です。

持続化給付金や他の補助金等とは併用できますか（7月9日一部修正）

持続化給付金との併用は可能です。本補助金は活動経費に対する補助金であり、持続化給付金などの用途が限定されない「給付金」とは異なるので併用可能です。

国の補助金・委託費等が支出される活動（助成事業の採択活動等）の申請について文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等（日本芸術文化振興会の助成金を含む）が支出される活動については、経費の計上に重複がなければ、申請することが可能です。

ただし、経済産業省の小規模事業者持続化補助金（令和2年度中に受付締切となるものに限る。）が支出される事業者については、申請することはできません。